



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和3年6月17日(木) 号外(第3号)

目次

告示

○知事指定薬物の指定(薬務課)

ページ

2

■ 告 示

◎群馬県告示第192号

群馬県薬物の濫用の防止に関する条例(平成27年群馬県条例第27号。以下「条例」という。)第13条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により告示する。

令和3年6月17日

群馬県知事 山本 一 太

1 知事指定薬物の名称

- (1) N- { 1- [2-ヒドロキシ-2- (チオフェン-2-イル) エチル] ピペリジン-4-イル } -N-フェニルプロパンアミド(通称名β-Hydroxythiofentanyl)及びその塩類
- (2) メチル=2- [1- (4-フルオロプロチル) -1H-インドール-3-カルボキサミド] -3, 3-ジメチルブタノアト(通称名4F-MDMB-BICA、4F-MDMB-BUTICA)及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第7号に掲げる薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

3 指定の効力が発生する日

令和3年6月18日